

神奈川狩猟協会内部規程

I. 総則

神奈川狩猟協会の内部規程（以降協会ならびに内規とする。）について、定款の定めのない会員各位の順守する規程として「神奈川狩猟協会規程」と定める。神奈川狩猟協会は、非営利法人として税制面で免除されるなど、殆どの活動は年会費および参加会費で賄っていることから、保険面での脆弱があることを承知して活動に協力することを前提とする。以下内規条文

第1条 神奈川狩猟協会会員の狩猟犬の飼育責任

- (1) 神奈川狩猟協会の狩猟並びに駆除活動において使用する狩猟犬について、飼育責任は、飼育者個人と神奈川狩猟会本部にて飼育している狩猟犬については、神奈川狩猟協会代表理事をもって、飼育責任者とする。
- (2) 飼育にかかわる諸費用は、会員飼育者個人が支払うものとする。
- (3) 神奈川狩猟協会本部で飼育する狩猟犬は、神奈川狩猟協会の会費から諸費用を支払うものとする。
- (4) 狩猟犬飼育に当たり、運動不足によるストレス、肉の生食による凶暴性の発達を極力抑制する。
- (5) 不必要に日本犬犬種およびテリア系犬種を飼育しない。これら犬種を飼育する場合は、必ず事前に協会に相談する。
- (6) 狂犬病ワクチン接種と登録を必ず行う。実施した証書の写しを協会へ提出する。
- (7) ヒラリア予防を行う。

第2条 協会では会員の狩猟犬を狩猟及び駆除活動で使用する場合の使用責任

- (1) 巻き狩り（組猟）で狩猟もしくは、駆除活動で使用する会員の狩猟犬の使用責任は、飼育者ではなく当日の巻き狩り参加者が使用責任を負うものとする。
- (2) 狩猟及び駆除活動で使用する狩猟犬の訓練・運動は、狩猟活動及び駆除活動に参加する会員の使用責任として参加協力する。
- (3) 狩猟活動もしくは、駆除活動、訓練、運動において発生した狩猟犬による賠償責任については、狩猟活動並びに駆除活動に参加する会員の均等負担とする。
- (4) 狩猟活動及び駆除活動に参加する「狩猟見学参加者」「解体見学参加者」「狩猟ノウハウ講習参加者」「他講習会参加者」については、使用責任を負わない。
- (5) 狩猟登録を行わない会員は、責任を負わない。
- (6) 狩猟並びに駆除活動で狩猟犬を使用する場合、狩猟犬の回収は責務であり、参加者全員が協力する。
- (7) 狩猟犬の紛失は、会員の使用責任として取り扱うこととする。

第3条 会員会費規程

- (1) 会員年会費の決定は、正会員による議決により過半数をもって決定する。

- (2) 参加会費の決定は、神奈川狩猟協会代表理事により決定し、正会員の出席する総会で変更がある場合再決定することができる。
- (3) 年会費の使途は、協会の維持費として、主に協会事務所経費、諸材料購入資金、運用する車両経費とする。
- (4) 会員参加会費の使途は、主に諸材料購入資金、協会事務所で育成している狩猟犬の維持・管理、および事務職の労務費とする。
- (5) 狩猟犬の第三者賠償責任が発生した場合の金銭及び労力については、使用責任のある巻き狩り、駆除活動参加会員により均等に金銭は徴収、労力は提供されるものとし、会費等からの支出はしない。
- (6) (5)の使用責任は、見学講習参加者、解体見学参加者、狩猟ノウハウ講習参加者を除く。

第4条 罾部会を設置する

- (1) 罾部会に加入する会員は、狩猟税の免税などを受けることができる。
- (2) 罾部会会員は、駆除活動に原則、月1回以上の参加を義務付ける。
- (3) その他、駆除活動に必要な事象が生じた場合は、協会から依頼する。
- (4) 罾部会で活動する会員の労務費は、原則ボランティアとする。

第5条 駆除活動などでの事故・災害時の保険について

- (1) 認定鳥獣捕獲等事業者の活動において、収益事業としての活動については、事前に労働基準監督署に労災申請手続きを申請し、適用された労災保険より支払うものとする。
- (2) 収入のない事業活動については、ハンター保険では傷害保険の範囲で支払うものとする。
- (3) 狩猟期の狩猟活動における個人の自己・災害にかかわる傷害保険については、協会加入の団体ハンター保険加入者は加入する傷害保険から支払う。協会加入の団体罾保険及びハンター保険に加入していない会員は、協会からの保険金などは、一切支払いがないものとする。協会の過失が明らかである場合は除く。

平成31年3月3日 制定